

# 広島商船高専練習船広島丸空調設備改修工事

## 仕 様 書

| 事務部長  | 総務課長  | 課長補佐<br>(施設)  | 施設係長  | 船 長  | 機関長   |
|---|---|---|---|--|---|
|  |  |  |  |  |  |

広島商船高等専門学校

## 仕様書概要説明

### 1. 目的

乗組員居住区の生活に必要なため（環境規制に対応した新冷媒”R449A”を使用）

1-1 現行機と同等の能力を有する新冷媒対応機種へ換装

1-2 新冷媒”R449A”とは： ODP；0、GWP；1500 以下、ASHRAE 安全区分；A1、船級協会適合、調達が容易なもの

1-3 新冷媒運転に必要な機器の新替を含むものとする

### 2. 工事概要

2-1 工事名称

広島商船高専練習船広島丸空調設備改修工事

2-2 施工場所

受注者が指定する本船が停泊可能な施設（栈橋、岸壁、受注者工場等）

ただし、瀬戸内海（八幡岬／八幡岬から359度30分2,000メートルの地点／馬島西端／村崎鼻線以東／日の御埼／蒲生田埼線以北、由良埼／鶴見埼線以北の水域）の範囲内

2-3 履行期限

契約日～令和6年2月29日

2-4 工事概要

空調設備の改修工事

2-5 工事範囲

工事対象とする空調設備は下記の通りとする

- ・ 第一空調機（空調機室）
- ・ 第二空調機（空調機室）
- ・ 第三空調機（空調機室）

- ・ 第四空調機（機関制御室）
- ・ 第五空調機（機関工作室）

## 2-6 工事詳細

別添修繕項目参照

特記事項

- ・ この工事の受注者は、文部科学省発注工事請負等規則（文部科学省訓令第二十二号）別記第1号の工事請負契約基準、この仕様書に基づき工事を施工するものとし、記載のない詳細な点については本校の監督職員の指示により施工するものとする。
- ・ 仕様書により施工するものとし、詳細な点については、本校の監督職員の指示により施工するものとする。
- ・ メーカーが指定する部品および施工内容で実施すること。
- ・ 既存の冷媒 R22 については法令に従い、回収処理すること。
- ・ 受注者は事前に、本仕様書について打合わせを行うこと。また、詳細な点については、その都度事前に本校の監督職員と協議の上、施工すること。
- ・ 受注者は、工事期間中における安全面に留意すること。特に火気に対しては、消火器等を配置するなど十分に注意すること。
- ・ 工事請負契約書第5条及び第6条に定められた工事を施工しない日時に行う場合は、監督職員と協議の上、施工すること。

## 2-7 図面、完成図書作成





